

令和4年度及び令和5年度
市外の指定居宅介護支援事業者への委託

令和5年5月

高齢福祉課

I 委託事業者の報告

下記の市外の指定居宅介護支援事業者と業務委託を締結しましたので、次のとおり報告します。

法人名	医療法人社団生和会
事業所名	居宅介護支援事業所なごやか熊毛
事業所住所	周南市高水原2-7-21
事業所番号	3571500820
委託年月日	令和5年3月1日
介護支援専門員数	4名(常勤4名)

法人名	特定非営利法人 地域福祉活動支援協会 人間大好き
事業所名	介護支援センターつむぎ
事業所住所	東広島市八本松町飯田525-3
事業所番号	3472501380
委託年月日	令和5年4月24日
介護支援専門員数	4.5名(常勤4名)

II 市外の指定居宅介護支援事業者への業務委託について

(1)本市が市外の指定居宅介護支援事業者(以下「市外事業者」)に対し指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部(以下「一部業務」)を委託することができるのは、次のいずれかに該当する場合としています。

①市外事業者が所在する市町村の地域包括支援センター運営協議会が、当該市外事業者の一部業務を委託できる事業者として承認しているとき。

②当該市外事業者が、市外事業者が所在する市町村の指定介護予防支援事業所と一部業務の委託契約に基づき一部業務を実施しているとき。

(2)一部業務の委託契約締結後は直近の運営協議会において報告します。

※委託契約にあたり、II(1)②の条件を満たしていることを周南市及び東広島市へ確認しています。

(参考)

介護保険法第115条の23及び第115条の47により、市は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができることとなっています。

【委託する指定居宅介護支援事業者の要件】

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員であり、受託する介護予防ケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者とします。

【委託業務の内容】

- ①アセスメント(状態の把握)
- ②介護予防サービス・支援計画原案作成
- ③サービス担当者会議の開催
- ④介護予防サービス・支援計画書の説明・交付
- ⑤モニタリング(状況の把握)
- ⑥評価(介護予防サービスの状況についての評価)
- ⑦給付管理(介護予防サービスの利用実績確認)
- ⑧日常の連絡調整(利用者及びサービス提供事業者との連絡調整)
- ⑨その他介護予防支援について必要な事項

【令和5年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者数】

令和5年5月現在

市内	市外
26 事業所	8事業所